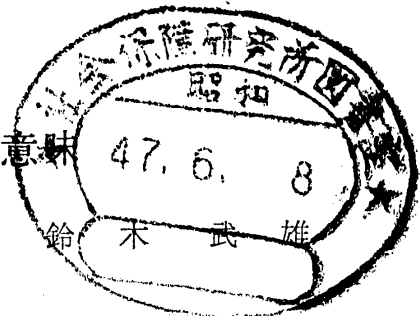


“高福祉高負担”の正しい意味



“高福祉高負担”ということが昨今大いに論議されている。政府はこれをキャッチ・フレーズ化しようとしているが、国民には必ずしも共感をもって受け入れられず、なかには“高福祉低負担”こそ政治の理想であるとして反発するものも少なくない。

“高福祉高負担”という考え方は、昭和43年の税制調査会の長期税制のあり方についての答申で打ち出されたもので、同答申はつぎのようにいっている。「今後経済の発展につれて、国民福祉向上への要請はいっそう高まり、福祉国家建設の過程において公経済部門の比重は漸次上昇するものと考えられる。より高い福祉の水準は、より高い国民の負担につながる。今後税負担の水準はある程度上昇せざるをえないであろう。」

この考え方は、昭和46年7月の同調査会の長期税制答申にも受け継がれているが、この答申は、昭和45年5月に発表された「新経済社会発展計画」に拠ったものであって、同計画は、今後の財政の重点施策の1つとして、「1960年代が残したいいわゆるひずみ現象を注視し、今後積極的にその解決に取り組む」といい、住宅・生活環境の整備、公害・災害・交通事故等の絶滅、社会保障の充実を内容とする社会開発の推進を掲げているのである。

現在のわが国の社会保障は、児童手当制度の発足によって、制度的・形式的には出そろったといってよいが、実質的内容においては、医療保障部門を除くと立ちおくれており、まだまだ十分とはいえない。国民所得に占める社会保障全体の給付水準も、欧米先進諸国と比べてかなり低い水準にある。したがって「新経済社会発展計画」は、計画最終年度の昭和50年度におけるわが国社会保障の水準が44年度の水準の3倍、国民所得にたいする比率の2%上昇を目標に社会保障の充実をはかることとしているのである。

こうした社会保障の充実とくに給付水準の引上げには国民の間に異論はない。政治的にも保守・革新を問わず、社会保障の充実をその政策・綱領に掲げている。すなわち“高福祉”は、いまや国民的世論であり、いかなる政党もこれを無視することができなくなっているのである。

ところが、“高福祉高負担”ということになると、“高福祉”についてみられたような国民的コンセンサスはみられない。これはどうしたことであろうか。

いま、政府の行なう公共サービスは社会保障サービスのみであり、したがって国民の負担は社会保障関係費のみであるとし、かつ社会保障サービスは無駄な経費を使わず効率的に行なわれるものと仮定しよう。この場合、充実した社会保障、高い福祉の水準が国民の高い負担によってのみ可能であることはいうまでもない。すなわち“高福祉高負担”は当然のことである。封建国家や社会主義国家は別として資本主義国家は無産国家であり、何らかの国民負担（租税負担およびいわゆる受益者負担など税外負担）によって支えられているのである。したがって“高福祉”は“高負担”とイコールであり、国家は打ち出の小槌ではないから、“高福祉低負担”ということとはありえない。あるとすれば、高福祉のための経費を出来るだけ効率的にすることによって、それだけ無駄な負担をなくするということだけであるが、福祉のために必要な経費は国民の負担によってまかなわれなければならない、したがって高い福祉は高い負担を伴わざるをえない。

この当然の理が国民によって必ずしも納得されないのは、つぎの理由によるものといえる。その1は、国家の行なう公共サービスが現実には上述の仮定のように社会保障サービスだけではないことから、高負担が高福祉に結びつくという保証が必ずしもないということであり、その2は仮りに高負担が高福祉に結びつくとしても、負担の構造が合理的でないために、たとえば高負担が低所得階層にかたより、高福祉が差引きかなり相殺される結果になるということである。前者は、主として政治の姿勢の問題であるが、後者は、租税負担と受益者負担など税外負担とを合わせた国民負担構造の問題である。この意味において、社会保障給付が正の面での社会保障充実の問題であるとするならば、国民負担構造の合理化は、その負の面での問題であるといわなければならない。総額としては“高福祉高負担”であるが、問題は“高負担”の配分にあるのであり、したがって税制改革においても社会保障充実の視点がもっと強く導入されなければならないとともに、社会保険の保険料負担についても応能原則がとり入れられるべきであろう。